

市報第19号

水道管漏水事故についての損害賠償額の決定の専決処分 報告

次の水道管漏水事故についての損害賠償額の決定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成20年12月25日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成21年2月17日提出

横浜市 市長 中 田 宏

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 5,729,282 円
- 2 被 害 者 西区西平沼町5番55号
東京瓦斯株式会社神奈川導管ネットワークセンター
- 3 事故の概要 平成19年6月11日青葉区すすき野三丁目において水道管が腐食したことにより漏水し、このため被害者の施設の一部を破損し、一時、付近一帯のガス供給を不能にした。